3 国民年金に加入しなければならない人は どのような人ですか?

国民年金には、日本に住む20歳から60歳になるまでのすべての 人々が加入対象になります。

国民年金には、日本に住む(住所を有する)20歳から60歳になるまでのすべての人々が加入対象になります。加入対象者は職業などによって、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類に分けられますが、その違いは保険料の納付の仕方にあります。

被保険者の種別	対象となる人	保険料の納付方法
第1号被保険者	自営業、自由業、農漁業、学生、無職、以上の人の配偶者など(20歳以上60歳未満)	自分で市区町村の国民年金担 当課で加入手続きを行い、金 融機関やコンビニエンススト アなどで納めます。
第2号被保険者	会社員、公務員等の厚生年金 被保険者や共済組合などの加 人員	会社等の担当者が厚生年金保 険等の加入手続きを行い、保 険料を給与から天引きするこ とによって、国民年金の届出 と保険料納付が同時に済まさ れます。
第3号被保険者	会社員や公務員の妻など (20歳以上60歳未満の人で、 第2号被保険者の被扶養配偶 者)	配偶者の勤める会社等の事業 主を経由して手続きされま す。保険料は厚生年金保険や 共済組合等に加入している人 と事業主がまとめて負担しま す(個々に保険料を納める必 要はありません)。